

## 団体説明会における質問

### 【支払い】

Q1. コンビニ決済はどのような手続きで行いますか。

「オンライン決済マニュアル」P.8～P.13を参照。

- A. ①申込状況の予約申込内容明細画面から、「オンライン収納」ボタンをクリックする。オンライン収納画面に遷移するため、表示内容を確認し、オンライン収納（依頼）の操作を完了する。
- ②完了画面に表示される「決済サイトへ」ボタンをクリックする。収納代行業者が提供する外部サイトに遷移するため、外部サイトにて、決済情報を登録する。
- ③コンビニの端末で、リンク先のサイトに表示される決済番号を入力するか、QRコードをかざし、出力されるレシートをレジに提示して支払いを行う。

Q2. PayPayはどのような手続きで行いますか。

「オンライン決済マニュアル」P.14を参照。

- A. ①、②はQ1と同様。
- ③収納代行業者サイトにて表示されるQRコードをアプリで読み取るもしくはWEBサイトにログインして支払いを行う。

Q3. クレジット決済はどのような手続きで行いますか。

「オンライン決済マニュアル」P.15～16を参照。

- A. ①、②はQ1と同様。
- ③収納代行業者サイトにて、クレジットカード情報を入力して支払いを行う。

Q4. 支払方法として、「コンビニ決済」を選択した場合、手数料はかかりますか。

- A. 支払う金額は、照明使用料のみで、手数料はかかりません。

Q5. 公共施設予約システムから領収書を発行することは可能ですか。また、領収書に団体名を入れてもらうことはできますか。

- A. いずれの支払方法を選択した場合でも、公共施設予約システムから領収書を発行することができます。また、領収書には団体名がシステムにより自動で記載されます。

Q6. 団体責任者ではなく会計担当者が照明使用料の支払いを行っています。「クレジットカード決済」を選択の場合、団体責任者の名前と異なる名義のカードで決済を行うことはできますか。

- A. 団体責任者の名前と異なるカード名義（会計担当者等）でも、クレジットカード決済を行うことができます。

Q7. 公共施設予約システムは、広域の既存のシステムであるため、照明使用料の納付期限を三原市独自で変更することはできないということでしょうか。

- A. 照明使用料の納付期限は変更可能ですが、教育振興課が独自で定めているものです。今回は、公共施設予約システムの導入に併せて、納付期限を「利用日の2日前」と定めます。

【キャンセル】

Q1. キャンセル可能期間であれば、いかなる理由でもキャンセルができるのでしょうか。

- A. これまでどおり、予定の変更など団体都合により、利用を中止する場合もキャンセルを受け付けます。予約をキャンセルする場合は、速やかに教育振興課（Tel:0848-67-6231）へご連絡ください。  
ただし、納付済みの照明使用料の還付、振替はできません。

Q2. キャンセルをする場合は、教育振興課へ電話連絡をしたらよいのでしょうか。

- A. 市役所の開庁時間（8時30分～17時15分）は、教育振興課へ電話連絡（Tel:0848-67-6231）またはメール（kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp）で、閉庁日及び閉庁時間はメールでお知らせください。

【抽選予約】

Q1. 同一利用日に対して、最大で何施設の抽選申込を行うことができますか。

- A. 最大で2施設の抽選申込を行うことができます。

Q2. 同一施設の同一利用日に対して、利用時間が重複しない場合、抽選申込を行うことができますか。

- A. 同一施設の同一利用日に対して、最大で2回まで抽選申込を行うことができます。

※同一利用日に対して、同一施設を2回抽選申込した場合、他施設の抽選申込を行うことはできません。利用日に対して、全施設を含めて最大で2回まで抽選申込が可能です。

例1) X施設の12:00～14:00、X施設の14:00～16:00を抽選申込  
→利用時間が重複していないため**予約可能**。

例2) X施設の12:00～14:00、X施設の13:00～15:00を抽選申込  
→利用時間が重複（13:00～14:00）するため**予約不可**。

例3) X施設の13:00～16:00、Y施設の13:00～16:00を抽選申込  
→利用時間が重複しているが、他施設であるため**予約可能**。

Q2. 同一利用日に対して、2施設の抽選申込を行い、どちらの施設にも他団体の予約がなかった場合は、2施設とも当選となりますか。どちらも当選した場合で、1つの施設を利用しない場合は、教育振興課への連絡が必要でしょうか。

- A. 抽選申込を行った2施設について、他団体の予約がない場合は、2施設とも当選となります。当選した施設で、利用しない施設がある場合は、【キャンセル】Q2.のとおり、速やかに教育振興課へお知らせください。

Q3. 抽選申込の結果は、どのように通知されるのでしょうか。

- A. 抽選申込に当選した場合は、利用者登録の情報にもとづく団体責任者のメールアドレス宛てに、公共施設予約システムから自動で当選の通知が行われます。

Q4. 落選した場合も公共施設予約システムから通知されますか。

- A. 落選した場合は、システムによる通知はありませんので、抽選日に当選の通知がない場合は、公共施設予約システムへログインのうえ、当選結果をご確認ください。

Q5. 抽選申込の自動抽選について、当選及び落選の結果に偏りが生じる可能性がありますか。

- A. 抽選は、公共施設予約システムにより自動で行われるため、ランダムでの当選となります。

Q6. 抽選の結果、どの団体が当選したのかシステム上から確認することはできますか。

- A. 現在の予約システムと同様に、利用者画面から確認することはできません。抽選結果に限らず、先着予約についても、いずれの団体が予約をしているか確認することはできません。

Q7. 抽選予約を行った利用日に対して、何団体が抽選予約を行っているか申込状況を確認することはできますか。

- A. 抽選アイコンの下に表示されている数字から、そのコマを含んだ抽選申込が何件あるか（何団体が抽選申込をしているか）確認することができます。

#### 【利用者登録・利用予約】

Q1. 団体責任者ではなく、別の担当者が利用予約の申請を行っているのですが、公共施設予約システムの利用者IDとパスワードを複数人で使用しても良いのでしょうか。

- A. 複数人が同一の利用者IDとパスワードを使用して、公共施設予約システムにログインすることは問題ありません。団体以外に情報が漏洩することがないように、利用者ID及びパスワードの取り扱いには十分注意してください。

Q2. メールアドレスを2つ設定することはできますか。

- A. 公共施設予約システムでは、1つのメールアドレスのみ設定することが可能です。団体責任者のほかに申請者の情報（連絡先等）を登録することも可能ですが、連絡先として指定をした方にのみメールが送信されます。

※団体責任者情報の修正及び申請者情報の登録は、公共施設予約システムへログイン後、「施設検索欄」の下部にある「**アカウント設定**」から行うことができます。  
※複数の宛先にメールを送信したい場合は、各団体でメーリングリストの作成または転送設定を行う必要があります。

Q3. スマートロック暗証番号の通知等は、利用者登録で登録したメールアドレスにしか送信されないのでしょうか。

「スマートロック利用者向けマニュアル」P.4～5を参照。

- A. 利用者登録時の情報にもとづく、団体責任者のメールアドレス宛てにメールが送信されます。利用者登録は、現在の団体登録情報をもとに行うため、メールの送信先が団体責任者宛てになりますが、メールの送信先を申請者に変更することもできます。

※メールの送信先等を変更する場合は、Q2.のとおり、公共施設予約システムへログイン後、「施設検索欄」の下部にある「**アカウント設定**」から操作してください。  
**※スマートロックの暗証番号は、公共施設予約システムからも確認できます。**  
公共施設予約システムへログイン後、「申込状況」タブから利用予定の予約をクリックし、「鍵を表示する」ボタンをクリックすることで、暗証番号を確認できます。

Q4. 現在の予約システムには、団体責任者のほかに当日責任者の情報を入力する項目がありますが、公共施設予約システムにも同様に当日責任者の情報を入力する項目がありますか。

- A. 公共施設予約システムには、当日責任者の情報を入力する項目はありませんので、利用者IDやスマートロック暗証番号等の情報の共有は、団体責任者を中心に連携を取っていただきますようお願いいたします。

【子どもの優先利用】

Q1. 本来、学校は子どもたちが活動をする場であると思うのですが、施設の利用時間の中で、大人の利用時間と子どもの利用時間を設けていただくことはできるのでしょうか。

- A. 現時点で、団体の活動内容や対象年齢により、一律に優先順位を設けることは、線引きが難しく、かえって公平性を損なうおそれがあります。子どもの利用機会をどのように確保していくかについては、検討を進めていきます。

【目的外使用】

Q1. 「【団体用】三原市立学校体育施設開放事業 利用に係る留意点」に関して、他市町の団体を招待して、練習試合等を行う場合は、学校体育施設開放事業の対象ではなく、「行政財産（学校）使用許可願」の提出により、手続きを行うのでしょうか。

- A. 事前に利用を希望する学校と日程調整を行い、「行政財産（学校）使用許可願」に必要な事項を記入のうえ、各学校へ提出してください。

Q2. 学校体育施設開放事業の登録団体が、毎年決まった時期に大会を行う場合、公共施設予約システムにより優先予約をすることはできるのでしょうか。

- A. 現在、公共施設予約システムでは、優先予約はありません。学校体育施設開放事業に未登録の団体と対外試合や大会等を行う場合は、「行政財産（学校）使用許可願」を各学校へ提出してください。

「行政財産（学校）使用」においても優先予約はありませんが、4月1日以降、その年度内の予定であれば、申請を行うことができます。なお、「行政財産（学校）使用」により施設を使用する場合は、施設使用料がかかります。

施設使用の優先順位については、Q4.の回答をご参照ください。

Q3. 町内会等が地域行事でグラウンドや体育館を使用する場合も、優先予約はできないのでしょうか。

- A. 町内会等が地域行事により学校施設を利用する場合は、学校体育施設開放事業の対象外となるため、「行政財産（学校）使用許可願」を各学校へ提出してください。施設使用の優先順位については、Q4.の回答をご参照ください。

Q4. 学校行事、町内会行事、スポーツ団体（学校体育施設開放事業の登録団体等）の活動は、どのような優先順位になりますか。

- A. 学校行事、市の主催行事、公共的団体の使用が優先されます。使用申請後または使用許可後であっても、学校行事等の優先順位が高い行事で使用する必要が生じた場合は、利用をキャンセルさせていただきます。

【その他】

Q1. 公共施設予約システムにおける、スマートロック暗証番号の有効時間は利用終了後5分後までですが、緊急事態が発生し、施設を開錠する必要が生じた場合などの緊急連絡先はありますか。

- A. 開庁時間の場合は教育振興課（Tel:0848-67-6231）へ、閉庁日及び閉庁時間の場合は三原市役所の代表番号（Tel:0848-64-2111）へ連絡し、状況をご説明ください。緊急用のスマートロック暗証番号をお伝えいたします。

Q2. バレーコート等を2面とることができる屋内運動場について、コートを1面ずつ予約することができるような設定にさせていただくことはできますか。

- A. 公共施設予約システム上、複数コートを所有する屋内運動場等を1面ずつ予約申請が行えるような設定にすることは可能ですが、今後の検討課題であると捉えています。

※団体間で調整のうえ、屋内運動場等を半面ずつ使用していただくことに問題はありませんので、現在の運用のとおり、いずれかの団体が予約申請及び照明使用料の支払いを行うとともに、半面ずつ使用する旨を公共施設予約システムの予約申請画面の「連絡事項欄」に記入してください。

Q3. 現在、2つの団体で体育館を半面ずつ使用していますが、公共施設予約システムでは新たに抽選予約が可能となるため、特定の曜日に対してこれまで定期的に活動していた団体が使用できない場合があると思います。その場合、団体間で連絡を取ることができず、半面での使用ができなくなってしまうますが、この点について、何か対応していただくことはできませんか。

- A. 公共施設予約システムにおいても、利用予約を行った団体を公表していませんので、教育振興課から予約の状況を伝えることはできません。

Q4. 第二中学校について、屋内運動場と武道場の出入口が同じですが、スマートロックの暗証番号は施設ごとに異なる暗証番号が発行されるのでしょうか。

- A. スマートロックの暗証番号は、利用日時ごとに各団体へ発行されますので、出入口が同じ場合でも、施設ごとに暗証番号が異なります。